

# 奈良県MICEブランドタグラインロゴマーク等制作業務委託受託事業者募集要項

## 1. 適用

本要項は、奈良県MICEブランドタグラインロゴマーク等制作業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

奈良県MICEブランドタグラインロゴマーク等制作業務委託

### (2) 業務の目的

本県では、大宮通りの奈良県コンベンションセンターの開業を2020年に控え、2,000名規模の「大規模MICE (Meeting, Incentive, Convention, Exhibition/Event)」をはじめとした様々なMICEの誘致に取り組んでいる。昨年度には、MICE誘致推進のためのマーケティング機能強化を目的として、海外コンサルタントや県内関係者とともにも奈良県MICEのブランディングに取り組み、「Nara, Japan's Cradle of Wisdom」をタグラインとして策定したところ。

本業務は、県内のMICE関係者がオール奈良としてMICE誘致に取り組む姿勢を対外的にアピール出来るよう、策定したタグラインを基にロゴマーク等の制作を実施するものである。なお、本業務で制作したロゴマークは、本県及び県内のMICE誘致関係者等が、封筒や名刺の印刷物、ボールペンやファイル、ピンバッジ、ノボリといったプロモーションツール等、様々な場面で活用することにより、奈良県全体でMICE誘致の機運醸成を図る。

### (3) 業務の内容

ロゴマーク等の制作(ロゴマーク等のデザイン、デザインガイドライン作成)

※詳細は別紙「奈良県MICEブランドタグラインロゴマーク等制作業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載。

### (4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

### (5) 委託料上限額

990千円(消費税及び地方消費税に相当する額(10%)を含む。)

### (6) 委託期間

契約締結日から令和2年1月31日(金)まで

## 3. 手続き等

### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域振興部観光局観光プロモーション課 MICE推進係

TEL:0742-27-8479 FAX:0742-27-3510

### (2) 参加表明書(様式1)の提出

- 提出期限 令和元年8月6日(火)17時00分まで
- 提出方法 (1)の担当部局に持参又はファクシミリにて送信すること  
※ファクシミリにて送付する場合、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(3) 企画提案書等の提出

- 提出期限 令和元年8月20日(火)正午まで
- 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(簡易書留等の書留郵便に限る)すること  
※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く9時から17時まで(12時から13時までの間は除く。)とする。

○提出物

- ①参加申込書(様式2)
- ②事業者概要書(様式3)  
会社概要などがあれば添付すること。
- ③誓約書(様式4)
- ④業務実施体制(様式5)
- ⑤類似業務受注実績(様式6)  
契約書の写しを添付すること。
- ⑥企画提案書(様式任意 サイズはA4又はA3)  
企画提案書には、「2.(2)業務の目的」や「仕様書」を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。  
各項目ごとにインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。

ア 業務実施方針

「仕様書」に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務実施方針や業務全体のコンセプト、業務実施フロー図等を提示すること。

イ デザイン

- ・ 奈良県が策定したMICEブランドタグライン「Nara, Japan's Cradle of Wisdom」の策定経緯やコンセプト、奈良県のMICEへの取組状況等を参考に、ロゴマーク等(ロゴマーク+ロゴタイプ)の具体的なデザインを3案以上から5案以内提案すること。その際、少なくとも1つのデザインは奈良県がインバウンド観光PR用に使用しているロゴマークを活用したデザインであること。
- ・ 提案するロゴマーク等(ロゴマーク+ロゴタイプ)のデザインについては、企画意図や狙いとともに、既にMICEブランドロゴを制作している他都市との差別化を図る工夫についても提示すること。
- ・ デザインガイドライン(デザインマニュアル)のラフ案も提示すること。

ウ 業務スケジュール

本業務の具体的なスケジュールを提示すること。

⑦見積書(様式任意 サイズはA4)

- ・ 宛名は「奈良県知事 荒井正吾」とし、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

(4) 企画提案書等の提出部数

- 参加申込書 1部
- 参加申込書以外の提出書類 8部(正1部、副7部)

**※なお、副7部については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載を行わないこと。**

(5) 質問の受付

- 受付期間 令和元年7月22日(月)から令和元年7月30日(火)17時00分まで

- 受付方法 質問票(様式7)に質問事項を記載のうえ、ファクシミリで送信すること  
※送信後、(1)の担当部局まで電話連絡すること。口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 (1)の担当部局に同じ
- 回答方法 「奈良県観光プロモーション課ホームページ」に公表(令和元年8月1日(木)回答予定)  
※個別には回答しない。また、質問者名は掲載しない。

#### 4. 日程

令和元年 7月22日(月)	要項配布、参加表明書及び質問受付開始
7月30日(火)	質問受付終了(17時00分まで)
8月 1日(木)	質問回答予定
8月 6日(火)	参加表明受付終了(17時00分まで)
8月20日(火)	企画提案書等受付終了(正午まで)
8月27日(火)	受託事業者選定審査委員会開催予定(プレゼンテーション実施)

#### 5. 受託事業者の選定

##### (1) 企画提案書等の審査

①企画提案書等の審査は、奈良県 MICE ブランドタグラインロゴマーク等制作業務委託受託事業者選定審査委員会(以下「選定審査会」という。))により、次の審査項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。最も評価の高い事業者を最優秀提案者として選定するが、その選定にあたっては、各審査項目において各委員の評価の合計点が6割以上であることを特定の条件とする。なお、審査は非公開で行う。

審査項目	審査の着眼点	判断基準	配点割合
I.業務実施体制	業務実施体制の妥当性	業務内容に見合った責任者が配置されており、各員の類似業務の経験が豊かであるか。	5%
II.業務実施方針	事業目的・業務内容等の理解度	業務目的、業務内容、業務背景の理解度が高く、積極性が見られるか。	5%
III.デザイン	象徴性	ブランドタグラインである「Nara, Japan's Cradle of Wisdom」のコンセプト・趣旨を適切に反映したものであるか。	20%
	訴求力	国内外のMICE主催者にインパクトを与えるデザインか。	20%
	独創性	他のロゴマーク・ロゴタイプ等との識別が容易であり、オリジナリティがあるか。また、洗練されたブランド的な魅力を持っているか。	20%
	普遍性	様々なシーンで使用できるものであり、長く使用できるデザインか。また、様々な出力方法に対応できるか。	20%
IV.業務スケジュール	業務実施工程の妥当性	実現可能なスケジュールであることはもちろん、県との打ち合わせや協議に要する時間が十分に確保できているか。	5%
V.見積書	事業費の合理性・	経費の内訳、範囲が明確に示されており、経費の積	5%

	適正性	算内容が業務委託仕様書で求める業務内容及び提案内容に見合った妥当な金額となっているか。	
--	-----	---	--

- ②提出のあった企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③応募者が1者のみの場合は、本業務の事業者選定手続きを中止し、募集内容又は発注方法を見直すものとする。
- ④選定結果は、企画提案書等を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ⑤プレゼンテーション及び質疑応答は、令和元年8月27日(火)に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

(2) 事業者との契約

- ①上記(1)により最優秀提案者として選定された者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その者との契約を行わず、次点の者と協議を行う場合がある。
- ②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - (ア) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
  - (イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - (ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(ア)から(オ)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
  - (キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(カ)に該当する場合を除く。)において、奈良県が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
  - (ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

**6. その他**

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。

- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること及び県民等から情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。